

株式会社ゼウスとの契約内容について

楽天銀行株式会社（以下、「当行」）は、2018年6月1日に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、株式会社ゼウス（以下、「当社」）との契約内容の一部について公表いたします。

1. 利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当行と当社との賠償責任の分担に関する事項

（1）当行のシステムの欠陥により当行が当社から受けた指図内容を処理できず、又は誤って処理した場合、当行の管理の不備により情報漏えいが生じた場合その他当行の責めに帰すべき事由による場合は、当行と当社との間で締結している契約により免責となる場合を除き、当行の負担とします。

（2）当社のシステムの欠陥により当社が利用者からの指図内容を当行に伝達できず、又は誤って処理した場合、当社の管理の不備により情報漏えいが生じた場合、銀行法施行規則に定める電子決済等代行業再委託者に対する管理の不備により損害が発生した場合その他の当社の責めに帰すべき事由による場合（当社が電子決済等代行業に関する業務を第三者に委託する場合にあって、当該第三者の責めに帰すべき事由による場合を含みます。）は、当社の負担とします。

（3）利用者に生じた損害が当行と当社の双方の責めに帰すべき事由による場合は、各自の帰責性に応じて当該損害の賠償責任を分担するものとします。

（4）利用者に生じた損害がいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでないときは、当該損害に係る負担について、当行と当社は誠実に協議をするものとします。

2. 当社が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置ならびに当社が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置に関する事項

（1）当社は、当行を取引銀行として行う電子決済等代行業の業務に関し、当社が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のため、ならびに業務の執行が法令に適合することを確保するため、当行が定める基準に従ったセキュリティ及び体制を維持するものとします。

（2）当行は、当社が前項に定める基準を満たさないと判断した場合、当社に対し、報告の徴求、立入検査、是正措置の要求、当行が提供するサービスの利用停止、当行と当社との間で締結している契約の解除その他の適切な措置を行うことができるものとします。

3. 当社が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、電子決済等代行業に該当する行為を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者の業務に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適切な取扱い及び安全管理のために行う措置ならびに当社が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置に関する事項

(1) 当社は、当行を取引銀行として行う電子決済等代行業の業務に関し、当社が委託を受けた電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のため、ならびに業務の執行が法令に適合することを確保するため、当行が定める基準に従ったセキュリティ及び体制を維持するものとします。

(2) 当行は、当社が前項に定める基準を満たさないと判断した場合、当社に対し、報告の徴求、立入検査、是正措置の要求、当行が提供するサービスの利用停止、当行と当社との間で締結している契約の解除その他の適切な措置を行うことができるものとします。